非稼働病棟を有する医療機関への対応について

1 背景・経緯

○ 国は平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」の中で、病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関を把握した場合には以下の手順により対応することを都道府県に求めている。

厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」抜粋 都道府県は、病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟(過 去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。 以下同じ。)を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に 対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病 棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。ただし、 病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、 病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求め なくてもよい。

2 本県における方針について

各構想区域における非稼働病棟を有する医療機関への対応については、各地域医療構想推進委員会で協議の上、決定することとしている。

また、本県においては、各地域の推進委員会での議論の参考資料とするため、非稼働病棟を有する医療機関に対して、非稼働病棟の再開見通しや、再開に向けた取組等の県独自調査を実施し、その結果を各地域に提供した。 (平成30年10月実施)

3 県内の非稼働病床の現状について(平成30年10月調査結果)

		非稼働医療機関				非稼働病棟		非稼働病床		
		主医撩懱	非稼働有 の医療機 関数		病棟数	非稼働病 棟数	非稼働割合		非稼働病 床数	非稼働割合
		(a)	(b)	(c=b/a)	(d)	(e)	(f=e/d)	(g)	(h)	(i = h/g)
_	全体	589	84	14. 3%	1, 615	88	5. 4%	58, 652	1, 560	2. 7%
_	うち 病院 	288	23	8. 0%	1, 314	27	2. 1%	55, 053	953	1. 7%
	うち 公立・公的	64	11	17. 2%	703	14	2. 0%	27, 329	501	1. 8%
	うち その他病院	224	12	5. 4%	611	13	2. 1%	27, 724	452	1. 6%
	うち 有床診療所	301	61	20. 3%	301	61	20. 3%	3, 599	607	16. 9%

4 非稼働病棟を有する医療機関への対応状況について

(令和元年9月末現在)

			非稼働有の医療機関数								
				再開予定		廃止予定		未定		廃止済	
					協議済		協議済		協議済		
県全		È体	84	44	24	15	13	16	12	9	
	うち 病院		23	20	14	2	2	1	1	0	
		うち 公立・公的	11	10	8	0	0	1	1	0	
		うち その他病院	12	10	6	2	2	0	0	0	
	-	ち 床診療所	61	24	10	13	11	15	11	9	